

## 平成 23 年度定期監査(2)監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 23 年度定期監査(2)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、村上悦栄前監査委員および薄井民男前監査委員が本監査の執行に関与し、小泉純二監査委員および田代孝海監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 23 年 5 月 12 日から同年 6 月 17 日までの間において実日数 16 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 23 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 22 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか、また、契約事務はその手続きが適正に行われているか、所管課が委託している業務等について契約内容に基づいた適切な指導監督が行われているかを主眼として実施した。特に、契約事務および会計事務については、確認・点検体制が確立され、有効に機能しているかといった内部統制機能にも重点をおいて実施した。

##### (3) 監査の視点

事案決定は適正か、勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、有休物品・死蔵物品等はないかを主眼として監査を実施した。さらに以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 業務委託等や指定管理者制度の適用にあたって、業務の運営や所管課の指導監督が適切に行われているか。また、仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。

イ 補助金等が根拠となる要綱などに従って適正に執行され、履行内容の確認が十分に行われているか。また、その効果の検証が行われているか。

ウ 契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）および「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け練総総経第 1029 号別添）」が遵守されているか。

##### (4) 監査対象部課等

ア 健康福祉事業本部 福祉部

- (ア) 経営課
  - (イ) 高齢社会対策課（以下の施設を含む。）
    - ・敬老館 2 館  
春日町、西大泉
  - (ウ) 介護保険課
  - (エ) 障害者施策推進課
  - (オ) 障害者サービス調整担当課
  - (カ) 練馬総合福祉事務所
  - (キ) 光が丘総合福祉事務所
  - (ク) 大泉総合福祉事務所
- イ 健康福祉事業本部 健康部
- (ア) 健康推進課
  - (イ) 生活衛生課
  - (ウ) 保健予防課
  - (エ) 北保健相談所
  - (オ) 石神井保健相談所
  - (カ) 大泉保健相談所
  - (キ) 関保健相談所
  - (ク) 地域医療課
- ウ 健康福祉事業本部 児童青少年部
- (ア) 子育て支援課（以下の施設を含む。）
    - ・児童館 5 館  
北大泉、土支田、春日町、北町、西大泉
    - ・学童クラブ 19 か所  
北町西小、旭町小、田柄小、土支田児童館、春日町児童館、大泉第三小、北町児童館、大泉西小、大泉学園緑小、練馬東小、光が丘コスモス、光が丘あさがお、北町小、練馬小、光が丘しいのき、田柄小第二、光が丘ひまわり、早宮小、八坂小
  - (イ) 保育課（以下の施設を含む。）
    - ・保育園 17 園  
豊玉第二、北町、関町第二、北大泉、土支田、北町第二、向山、西大泉、高松、下石神井第三、富士見台こぶし、氷川台第二、光が丘第四、石神井町つつじ、光が丘第八、光が丘第九、東大泉第三
  - (ウ) 保育計画調整課
  - (エ) 青少年課
  - (オ) 練馬子ども家庭支援センター

## 2 監査の結果

適正に行われていた。

なお、つぎの3点について指導した。

- (1) 委託業務の履行確認について不十分な事例が見られた。
- (2) 歳入調定の事務処理について不適切な事例が見られた。
- (3) 物品購入の事務手続きについて不適切な事例が見られた。